

さいたまブロンコス 商品制作・販売規約

第1条（目的）

本規約は、株式会社ブロンコス 20（以下「当社」といいます。）が提供する商品の制作および販売に関するサービス（以下「本サービス」といいます。）の提供条件を定めるものです。

第2条（契約の成立）

1. 本契約は、申込者が所定の申込書を提出し、当社がこれを承諾する通知を発信した時点で成立します。
2. 当社は、申込者が反社会的勢力に該当する場合や、過去に債務不履行がある場合、その他当社が不適当と判断した場合には、申し込みを拒絶できるものとします。

第3条（制作および仕様）

1. 商品の制作は、当社または当社が指定する第三者が行い、その仕様（ロゴ、名入れ等）は、申込者が指定し、当社が承認したデザイン案に基づきます。
2. 申込者は、指定するデザインやロゴ等が第三者の知的財産権を侵害していないことを保証します。万が一、第三者から権利侵害の主張がなされた場合、申込者の責任と費用で解決するものとします。
3. デザイン確定がお申込者の責により遅延した場合、納品予定日も相応の期間順延されます。また、確定後の仕様変更は原則として認められず、変更により生じた追加費用は申込者の負担とします。

第4条（納品および検収）

1. 当社は、制作完了後、申込者が指定した配送先へ商品を配送します。なお、配送は当社が委託する制作会社等から直接行われる場合があることを、申込者はあらかじめ承諾するものとします。
2. 商品が配送先に到達した日から7日以内に申込者から書面等による異議申し立てがない場合、当該期間の経過をもって検収完了（納品完了）とみなします。
3. 前項のみなし検収の完了をもって、当社は申込者に対し、代金の請求を行うことができるものとします。

第5条（代金の支払いおよび遅延損害金）

1. 申込者は、当社が発行する請求書に基づき、指定の期日までに代金を支払うものとします。振込手数料は申込者の負担とします。
2. 申込者が代金の支払いを遅滞したときは、支払期日の翌日から支払い済みに至るまで、年14.6%の割合による遅延損害金を当社に支払うものとします。

第6条（キャンセルおよび契約解除）

1. 本契約成立後の申込者都合によるキャンセルについては、制作進行度に応じた実費（部材費、デザイン料、制作会社へのキャンセル料等）を全額請求いたします。
2. 申込者が次の各号の一に該当したときは、当社は何らの催告を要せず直ちに本契約を解除できるものとします。
 - (1) 本規約の条項に違反したとき
 - (2) 反社会的勢力に該当し、または反社会的勢力と不適切な関係を有すると当社が判断したとき
 - (3) 差押、仮差押、競売、破産等の申立てを受け、または自らこれらを申し立てたとき

第7条（不具合対応）

1. 納品後 30 日以内に発見された製造上の初期不良（空気漏れ等）に限り、当社は良品との交換を行います。
2. あらかじめ予備品を同梱して納品した場合、予備品の範囲内での不具合については交換対象外とします。

第8条（実績の公開）

当社は、本サービスによる制作・販売の実績を、当社または当社グループ企業の広報、Web サイト、SNS、営業資料等において実績として公開できるものとします。ただし、申込者が事前に異議を述べた場合はこの限りではありません。

第9条（個人情報の取扱い）

1. 当社は、本サービスの提供にあたり申込者から取得した配送先情報（名称、住所、担当者名、電話番号等）を、商品の配送および本契約の履行に必要な範囲でのみ利用します。
2. 申込者は、当社が前項の利用目的の範囲内で、配送先情報を制作会社等の配送作業受託者に提供することにあらかじめ同意するものとします。
3. 申込者は、当社に提供する配送先情報について、当該本人から当社への提供および前項の第三者提供に関する同意を得ていることを保証するものとします。

第10条（秘密保持）

申込者および当社は、本契約に関連して知り得た相手方の技術上または営業上の秘密を、第三者に漏洩してはならないものとします。

第11条（免責）

1. 天災地変、戦争、暴動、内乱、法令の制定改廃、公権力による命令処分、物流の混乱、その他当社の責に帰すべからざる事由により本契約の履行が遅延または不能となった場合、当社はその責任を負わないものとします。
2. 申込者が提供した配送先情報の不備、誤記、または受領側の不在等により再配送が生じた場合、これに要する費用および損害はすべて申込者の負担とします。

第12条（権利義務の譲渡禁止）

申込者は、当社の書面による事前の承諾なく、本契約上の地位または本契約に基づく権利もしくは義務の全部または一部を、第三者に譲渡し、承継させ、または担保の目的に供してはならないものとします。

第13条（管轄裁判所）

本契約に関する一切の紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

最終改訂日：2026年2月17日